

【用語】小平—多野郡万場町 組—山中領では生活共同体を組と称し、組頭を地組頭と称した。野帳—検地の時に野外で記入した帳簿位付—田畠の等級を付けること 反別—田畠の面積 竿取衆—検地の時に間竿で測る検地役人の下役人 非分—不正、道理にはずれること 音物—贈り物 馳走—接待、饗應 毛頭—少しも、いささかも 向後—今後、以後 自今—今より後、この後 曲事—処罰

【解説】かんながわ 神流川上流域の幕府領地域は山中領と呼ばれ、江戸時代初期から上山・中山・下山の三郷に分かれ、在地土豪の系譜を持つ割元が村政を統括していた。山中領では慶長三年（一五九八）伊奈忠次による検地が実施されたが、これは永高制による地詰め検地で、旧永高を検査して改め出し（永高の増加）を行うことが目的であつたといわれている。その後、元禄七年（一六九四）三月になると慶長検地につぐ二度目の総検地が下山郷から開始された。検地役人は当時山中領の代官を務めていた池田新兵衛、それに依田五兵衛である。

この文書は、同年五月検地の実施にあたつて下山郷小平組小平村の村役人と案内人ら七五人が連印した請書である。三カ条からなる内容は、検地野帳の記載には一切間違いがないこと、検地役人らへの不正な振舞いはしないこと、検地役人への贈答や馳走などは行わないことをお互いに確認しあっている。この総検地は元禄十年に上山郷で終了し、山中領全体で六三冊の検地帳が作成されて翌年村々へ配布された。なお、元禄検地によつて山中領の三郷は解体され、新たに二二カ村が行政単位として成立した。そして、年貢の徵収方法も従来の永高法から反取法へと大きく変化することになつたのである。